

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 0 号
件 名	市の情報の公表及び提供に関する指針の見直しを求めることについて
要 旨	<p>平成30年11月1日施行の情報の公表及び提供に関する指針の第4条（情報の提供）において、実施機関は、前条各号に定める情報以外の当該実施機関が保有する情報（非公開情報を除く。）についても、積極的に情報の提供を行い、市の諸活動を市民に説明する責任が果たされるよう努めるものとする規定する一方で、第5条（情報の公表及び提供の方法）では、情報の公表については、次の第1号、第2号及び第3号に掲げる方法により行うものとする。第1号、市のホームページへの掲載、第2号、市政情報室における閲覧、第3号、実施機関の保有する情報を所管する課における閲覧と規定しています。</p> <p>第4条では、積極的に情報の提供を行いと規定しながら、第5条では、ホームページ、市政情報室での閲覧、所管する課における閲覧に限定されています。各区役所・出張所に市長への手紙の封筒、用紙は置いてありますが、主なご意見・ご提案と回答、改善集のフォルダーが置かれていません。</p> <p>以上のことから、次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 情報の公表及び提供に関する指針の見直しを図り、積極的に情報提供すること。</p> <p>2 情報の公表及び提供に関する指針の第5条を改正し、区役所、出張所に市長への手紙の主なご意見・ご提案と回答、改善集のフォルダーを設置できるようにすること。</p>
付 託 年月日 委員会	<p>令和5年9月7日</p> <p>第1項 第2項</p> <p>} 総務常任委員会</p>
受 理	令和5年8月25日 第326号